

権利擁護サポートセンターだより

第6号（市民後見人養成講座修了生と市町村向け）

お知らせ

- 11月に住民向け学習会を開催します。（水戸市・大洗町）

水戸市

日程 令和2年11月4日（水）
14：00～15：30
場所 水戸市役所本庁舎
講師 茨城県社会福祉士会 社会福祉士

大洗町

日程 令和2年11月20日（金）
14：00～15：30
場所 大洗文化センター
講師 法テラス茨城法律事務所 弁護士

※詳細については、別紙チラシをご覧ください。

どちらの学習会も感染症対策を講じ、実施いたしますので、ぜひ、ご参加ください。

なお、学習会へ参加する場合は、事前予約となりますので、水戸市社会福祉協議会へ電話（029-309-5001）で、お申し込みください。

また、令和3年2月には、茨城町で開催を予定しておりますので、詳しいことが決まりましたら、お知らせいたします。



県央地域内で、2人目の市民後見人が誕生。

令和2年9月、第5号でお知らせした令和2年6月に水戸家庭裁判所へ申立てた案件について、申立てのとおり、水戸家庭裁判所から「市民後見人養成講座修了生」が成年後見人等に選任され、茨城県央地域として2人目の市民後見人誕生となりました。今回選任された案件についても、水戸市社会福祉協議会が受任していた案件を市民後見人へバトンタッチする「リレー方式」での受任となり、本会が後見監督人として選任されました。

選任後も、市民後見人が適正かつ円滑な後見事務が行われているか、後見監督人として監督するとともに、市民後見人が活動しやすいよう、本会では次ページの表のとおり活動支援を行ってまいります。また、成年後見人等としての心がけや、選任後から終了までの後見活動、本会との関わりを市民後見人へ分かりやすく伝えられるよう、「市民後見人活動の手引き」を作成いたしました。これからも市民後見人が活動しやすい環境を整え、住民のみなさまから信頼されるようサポートしてまいります。

○市民後見人への活動支援

項目	内容
定例的な相談	受任直後 例：今後の支援内容の確認など
	1か月～3か月 例：収支の確認など
	1年後（家裁への報告前） 例：家裁に提出する報告書類の確認など
随時の相談 （課題が生じた時）	例1：施設入所手続き 例2：借金への対応
緊急的な相談	例1：被後見人が怪我をした 例2：被後見人が他界した



● 茨城新聞に『水戸で「市民後見人」選任』と掲載されました。

令和2年9月27日（日）発行の茨城新聞（朝刊）に、県央地域で市民後見人が初めて誕生したことについて掲載されました。市民後見人になった方へのインタビューの他、県央地域定住自立圏構想に基づいた市民後見人養成事業について説明されています。



● 受任状況（県央地域定住自立圏域内） 令和2年9月末日現在

- 法人後見現受任件数 24 件：水戸市社協 14 件、ひたちなか市社協 3 件、東海村社協 7 件

受任社協名	市町村名	後見	保佐	補助	計
水戸市社協	水戸市	11			11
	笠間市	1			1
	小美玉市	1			1
	城里町	1			1
ひたちなか市社協	ひたちなか市	3			3
東海村社協	東海村	4	3		7
合計		20	3		24

- 法人後見監督現受任件数 2 件：水戸市の市民後見人の後見監督 2 件

発 行

社会福祉法人水戸市社会福祉協議会 権利擁護サポートセンター

住所：水戸市赤塚1丁目1番地 電話：029-309-5001

E-mail：kenriyogo@mito-syakyo.or.jp

ホームページ：<http://www.mito-syakyo.or.jp/soudan/kouken.html>